

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 地籍調査事業計画の変更 (地域復興支援課) 一
- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 一
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 二
- 保安林の指定実施要件の変更の予定 (同) 二
- 道路の区域変更 (道路課) 二
- 道路の供用開始 (二件) (同) 三
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 三
- 警備員等の検定等に関する規則第二条の表の六の項の上欄の規定による
公安委員会 三
- 宮城県公安委員会が認める交通誘導警備業務に関する告示 三

告 示

○宮城県告示第七百六十九号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

令和二年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 調査を行う者の名称
気仙沼市
- 二 調査地域

三
調査期間
沢田等二単位区域
福美町等四単位区域

変更前	地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和二年九月三十日まで
変更後	地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和二年十一月三十日まで

○宮城県告示第七百七十号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和二年九月二十五日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和二年十一月二日	大崎市三本木	午前10時30分から午後2時まで	三本木総合支所
十一月四日	大崎市岩出山	午前10時30分から午後2時まで	岩出山総合支所車庫
十一月六日	大崎市岩出山	午前10時30分から午後2時まで	岩出山総合支所車庫
十一月十三日	大崎市田尻	午前10時30分から午後2時まで	田尻老人福祉センター
十一月十八日	大崎市鳴子	午前11時から午後2時まで	鳴子公民館
十一月二十日	大崎市鳴子	午前11時から午後2時まで	鳴子公民館
十一月二十七日	大崎市鹿島台・松山	午前10時30分から午後2時30分まで	鎌田記念ホール
十一月三十日	大崎市古川	午前10時30分から午後2時30分まで	古川東大崎地区公民館
十二月一日	大崎市古川	午前10時30分から午後2時30分まで	古川保健福祉プラザ(fプラザ)
十二月二日	大崎市古川	午前10時30分から午後2時30分まで	古川保健福祉プラザ(fプラザ)
十二月四日	大崎市古川	午前10時30分から午後2時30分まで	古川保健福祉プラザ(fプラザ)

○宮城県告示第七百七十一号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和二年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市渡波字満和多十四の四、字本網十九の六

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第七百七十二号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 道路の種類 県道

令和二年九月二十五日

○宮城県告示第七百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年九月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路 線 名 仙 台 三 本 木 線
三 道 路 の 区 域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
大崎市三本木字白坂一三番一地先から 同市三本木字白坂一四番一地先まで		前	後	三六・八	五六・五	一〇五・五	一〇五・五
				三六・八	六二・四		

○宮城県告示第七七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年九月二十五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
県 道	仙台塩釜線	塩竈市中の島無番地先から 同市中の島無番地先まで	令和二年 九月二十五日

○宮城県告示第七七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年九月二十五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
県 道	仙台三本木 線	大崎市三本木字白坂一三番一地先から 同市三本木字白坂一四番一地先まで	令和二年 九月二十五日

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和二年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称
東松島市矢本字新沼百二十八番一、百二十九番、百三十番、百三十一番、百三十二番、百三十三番四、百四十四番一、百四十四番三、百四十五番、百四十六番、百四十七番、百四十八番、百四十九番、百五十番一、百七十九番一、百八十番、百八十一番、百八十二番、百八十三番、百八十四番、百八十五番、百八十六番三、二百二十三番、二百二十四番、二百二十五番

福島県相馬市中村字宇多川町十七番地

フレスコ株式会社

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第124号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第2条の表の6の項の上欄の規定による宮城県公安委員会が認める交通誘導警備業務に関する告示(平成18年宮城県公安委員会告示第193号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和2年9月25日

宮城県公安委員長 佐藤 勘三郎

検定規則第2条の表の6の項の上欄の規定により、宮城県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の中欄に掲げる路線に及び、同表の右欄に掲げる区間において行うものとする。

番号	路 線	区 間
1	国道4号(県道「仙台名取線」含む。)	宮城県の全域

2	国道6号	宮城県全域
3	国道45号	宮城県全域
4	国道47号	宮城県全域
5	国道48号	宮城県全域
6	国道108号	宮城県全域
7	国道113号	宮城県全域
8	国道286号	宮城県全域
9	国道346号	宮城県全域
10	国道398号	宮城県全域
11	国道457号	宮城県全域
12	主要地方道塩釜古岡線	宮城県全域
13	主要地方道仙台台松島線	宮城県全域
14	主要地方道塩釜亘理線	宮城県全域
15	主要地方道仙台台泉線	宮城県全域
16	主要地方道仙台台塩釜線	宮城県全域
17	主要地方道仙台台村田線	宮城県全域
18	主要地方道泉塩釜線	宮城県全域
19	主要地方道仙台台北環状線	宮城県全域